

【重要事項説明】

1. 当事業所について

(1) 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	有限会社 丸八介護サービス
代表者氏名	飯尾 多門
本社所在地	愛知県名古屋市中村区西米野町1丁目76-6
法人設立年月日	昭和63年11月

(2) 事業所の所在地等

事業所名	クリーンハート訪問看護ステーション千種
所在地	愛知県名古屋市中村区今池3丁目21番5号
連絡先	052-784-6762
管理者名	横井 恵美子
サービス種類	訪問看護ステーション
介護保険指定番号	2360190652号
サービス提供地域	千種区、東区、昭和区、瑞穂区、中区、北区、名東区

※サービス提供地域について、提供地域以外の方へご相談ください。

(3) サービスの提供時間

営業日	365日
受付時間	8:30～17:30
緊急時対応	※24時間対応 電話等で対応、必要がある場合、訪問希望時に訪問を致します。

(4) サービスを提供する職員体制

看護職員

保健師、看護師又は准看護師

2.5名以上（常勤換算）

リハビリ職員

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

1名以上配置

2. 事業の目的・運営方針

(1) 目的

要介護状態と認定されたご利用者様に対し、訪問看護のサービスを提供し、居宅において利用者様がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。

(2) 運営方針

利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを、24時間体制で提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

3. 提供するサービスの内容

(1)提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者様の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容（サービス例） ① 病状・障害の観察 ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 ③ 食事及び排泄等日常生活の世話 ④ 褥瘡の予防・処置 ⑤ リハビリテーション ⑥ ターミナルケア ⑦ 認知症患者の看護 ⑧ 療養生活や介護方法の指導 ⑨ カテーテル等の管理 ⑩ その他医師の指示による医療処置 ⑪ 訪問看護報告書の作成

(2)看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者様又は家族様の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者様の同居家族様に対するサービス提供
- ③ 利用者様の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ④ 身体拘束その他利用者様の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他利用者様又は家族様等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3)訪問看護ステーションからのお願い

ペットをゲージへ入れる、リードにつなぐ等の協力をお願い致します。

（大切なペットを守るため、また、職員が安全にケアを行う為にも、訪問中は、リードをつけて頂くか、ゲージや居室以外の部屋へ保護するなどの配慮をお願いします。職員がペットにかまれた場合、治療費等のご相談をさせて頂く場合がございます。）

見守りカメラの設置を含む職員を撮影する際は一言お伝えをお願い致します。

（利用様の安否確認や見守りを目的としたカメラの使用及びケアの確認等で職員が画像に写り込む場合には、プライバシー保護のため事前に職員の同意を得てください。SNS等で画像を使用する場合も同様をお願いします。）

暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りを致します。

職員へのハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。
信頼関係を築くためにもご協力をお願い致します。

職員に対する金品等の心付けはお断りしています。

職員がお茶、お菓子、お礼の品物等を受け取る事も事業所として禁止しております。
また、金銭、貴重品等の管理にご協力ください。

4. 訪問看護料金表

(1)訪問看護ステーション利用料金一覧（介護保険）

令和6年6月1日改訂版

1 単位× 名古屋市地域単位 11.05 円	介護予防（要支援）			
	単位数	1 割負担額	2 割負担額	3 割負担額
訪問看護Ⅰ 1（緊急時算定者のみ） 20 分未満	303 単位/回	335 円/回	670 円/回	1004 円/回
訪問看護Ⅰ 2 30 分未満	451 単位/回	498 円/回	997 円/回	1495 円/回
訪問看護Ⅰ 3 30 分以上 60 分未満	794 単位/回	877 円/回	1755 円/回	2632 円/回
訪問看護Ⅰ 4 60 分以上 90 分未満	1090 単位/回	1204 円/回	2409 円/回	3613 円/回
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 1 回：40 分	568 単位/回	628 円/回	1255 円/回	1883 円/回
□初回加算（Ⅰ） 退院日の訪問有り （退院時共同指導加算算定を除く）	350 単位/月	387 円/月	774 円/月	1160 円/月
□初回加算（Ⅱ） （退院時共同指導加算算定を除く）	300 単位/月	332 円/月	663 円/月	995 円/月

1 単位× 名古屋市地域単位 11.05 円	要介護			
	単位数	1 割負担額	2 割負担額	3 割負担額
訪問看護Ⅰ 1（緊急時算定者のみ） 20 分未満	314 単位/回	347 円/回	694 円/回	1041 円/回
訪問看護Ⅰ 2 30 分未満	471 単位/回	520 円/回	1041 円/回	1561 円/回
訪問看護Ⅰ 3 30 分以上 60 分未満	823 単位/回	909 円/回	1819 円/回	2728 円/回
訪問看護Ⅰ 4 60 分以上 90 分未満	1128 単位/回	1246 円/回	2493 円/回	3739 円/回
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 1 回：40 分	588 単位/回	650 円/回	1299 円/回	1949 円/回
□初回加算（Ⅰ） 退院日の訪問有り （退院時共同指導加算算定を除く）	350 単位/月	387 円/月	774 円/月	1160 円/月
□初回加算（Ⅱ） （退院時共同指導加算算定を除く）	300 単位/月	332 円/月	663 円/月	995 円/月

※病状によっては以下の単位が加算。

令和6年6月1日改訂版

	単位数	1 割負担	2 割負担	3 割負担
□緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	600 単/月	663 円/月	1326 円/月	1989 円/月
□緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	574 単位/月	634 円/月	1269 円/月	1903 円/月
□特別管理加算Ⅰ	500 単位/月	553 円/月	1105 円/月	1658 円/月
□特別管理加算Ⅱ	250 単位/月	277 円/月	553 円/月	829 円/月
□退院時共同指導加算	600 単位/回	663 円/回	1326 円/回	1989 円/回
□長時間訪問看護加算	300 単位/回	332 円	663 円	995 円
□口腔連携強化加算	50 単位/月	55 円	111 円	166 円
□専門管理加算	250 単位/月	277 円	553 円	829 円
□ターミナルケア加算	2500 単位/死亡月	2763 円/死亡月	5525 円/死亡月	8288 円/死亡月

※緊急時訪問看護加算・特別管理加算は区分支給限度基準額の算定外になります。

※早朝・夜間（６：００～８：００・１８：００～２２：００）は上記の基本単位数×１.２５となります。

※深夜（２２：００～６：００）は上記の基本単位数×１.５となります。

※１割負担の方の自己負担額（利用料）＝総合計（利用単位数合計×１１.０５）－保険請求額（総合計×０.９）

※２割負担の方の自己負担額（利用料）＝総合計（利用単位数合計×１１.０５）－保険請求額（総合計×０.８）

※３割負担の方の自己負担額（利用料）＝総合計（利用単位数合計×１１.０５）－保険請求額（総合計×０.７）

<加算について>

令和６年６月１日改訂版

緊急時訪問看護加算（Ⅰ） （600 単位）	必要な場合に２４時間連絡体制で対応し、状況によって緊急時訪問を行う場合に加算します。 （緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われている場合）
緊急時訪問看護加算（Ⅱ） （574 単位）	必要な場合に２４時間連絡体制で対応し、状況によって緊急時訪問を行う場合に加算します。
特別管理加算（Ⅰ） （500 単位）	特別な管理を必要とする方へ計画的な管理を行った場合に加算します。 【対象者】 ①在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態 ②在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 ③気管カニューレを使用している状態 ④留置カテーテルを使用している状態
特別管理加算（Ⅱ） （250 単位）	【対象者】 ①在宅腹膜灌流指導管理を受けている状態 ②在宅血液透析指導管理を受けている状態 ③在宅酸素療法指導管理を受けている状態 ④在宅中心静脈栄養法指導管理を受けている状態 ⑤在宅成分栄養経管栄養法指導管理を受けている状態 ⑥在宅自己導尿指導管理を受けている状態 ⑦在宅持続陽圧呼吸療法を受けている状態 ⑧在宅自己疼痛管理指導管理を受けている状態 ⑨在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 ⑩人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 ⑪真皮を超える褥瘡の状態 ⑫点滴注射を週３日以上行う必要があると認められる状態
退院時共同指導加算 （600 単位）	入院中に訪問看護ステーションの看護師等が医療機関と共同し、在宅での療養上必要な指導を行った場合に加算します。
初回加算（Ⅰ）（350 単位） 初回加算（Ⅱ）（300 単位）	新規に訪問看護計画を作成し、訪問看護を提供した場合に加算します。退院日に訪問看護を提供した場合は（Ⅰ）、それ以外は（Ⅱ）を加算します（ただし、退院時共同指導加算を算定した場合は算定しません）
長時間訪問看護加算 （300 単位）	特別な管理を必要とする方に対し、訪問時間が１時間３０分以上となる場合に加算します。
ターミナルケア加算（介護予防を除く） （2500 単位）	死亡日及び死亡日前１４日以内にターミナルケアを行い、要件を満たした場合に加算します。

(3)訪問看護ステーション利用料金一覧 (医療保険)

<機能強化型以外>

令和6年6月1日改訂版

1. 今月の訪問は何日目				2. 今週は日曜日から数えた訪問 日数何日目 ※注1		1割負担	2割負担	3割負担	10割 (全額実費)
基本療養費＋管理療養費	同一建物居住者2名まで	一般	当月初めて1日目	今週1から3日目		1320円	2640円	3970円	13220円
				今週4日目以降	看護師・保健師	1420円	2840円	4270円	14220円
					理学療法士 言語聴覚士	1320円	2640円	3970円	13220円
			2日目以降	今週1から3日目		860円	1710円	2570円	8550円
				今週4日目以降	看護師・保健師	960円	1910円	2870円	9550円
					理学療法士 言語聴覚士	860円	1710円	2570円	8550円
		精神	当月初めて1日目 (30分以上の場合)	今週1から3日目		1320円	2640円	3970円	13220円
				今週4日目以降		1420円	2840円	4270円	14220円
			2日目以降 (30分以上の場合)	今週1から3日目		860円	1710円	2570円	8550円
				今週4日目以降		960円	1910円	2870円	9550円
			当月初めて1日目 (30分未満の場合)	今週1から3日目		1190円	2380円	3580円	11920円
				今週4日目以降		1280円	2550円	3830円	12770円
			2日目以降 (30分未満の場合)	今週1から3日目		730円	1450円	2180円	7250円
				今週4日目以降		810円	1620円	2430円	8100円
	同一建物居住者3名以上	一般	当月初めて1日目	今週1から3日目		1050円	2090円	3140円	10450円
				今週4日目以降	看護師・保健師	1100円	2190円	3290円	10950円
					理学療法士 言語聴覚士	1050円	2090円	3140円	10450円
			2日目以降	今週1から3日目		580円	1160円	1740円	5780円
				今週4日目以降	看護師・保健師	630円	1260円	1890円	6280円
					理学療法士 言語聴覚士	580円	1160円	1740円	5780円
		精神	当月初めて1日目 (30分以上の場合)	今週1から3日目		1050円	2090円	3140円	10450円
				今週4日目以降		1100円	2190円	3290円	10950円
			2日目以降 (30分以上の場合)	今週1から3日目		580円	1160円	1740円	5780円
				今週4日目以降		630円	1260円	1890円	6280円
			当月初めて1日目 (30分未満の場合)	今週1から3日目		980円	1960円	2940円	9800円
				今週4日目以降		1020円	2040円	3070円	10220円
			2日目以降 (30分未満の場合)	今週1から3日目		520円	1030円	1540円	5130円
				今週4日目以降		560円	1110円	1670円	5550円

※注1 週は日曜日から始まります。

□理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が訪問看護を提供する場合は、利用開始時及び状態変化等に合わせて看護職員が定期的に訪問を行うことで適切な評価を含めて計画書・報告書を連携して作成します。

<加算について>

令和6年6月1日改訂版

				1割負担	2割負担	3割負担	10割負担 (全額負担)	
加算	早朝・夜間加算		1日につき ※注2		210円	420円	630円	2100円
	深夜加算		1日につき ※注2		420円	840円	1260円	4200円
	24時間対応体制加算		月に1回限り		680円	1360円	2040円	6800円
	特別管理加算		月に1回限り（重度）※注3		500円	1000円	1500円	5000円
			月に1回限り ※注3		250円	500円	750円	2500円
	緊急訪問看護加算		利用者の求めに応じ て、主治医の指示により 訪問（1日1回限り）	月14日目まで	270円	530円	800円	2650円
				月15日目以降	200円	400円	600円	2000円
	難病等複数回訪問加算 及び 精神科複数回訪問加算 精神科在宅患者支援管理科対象の方 (同一日に複数回訪問する場合)		1日2回	同一建物に2人まで	450円	900円	1350円	4500円
				同一建物に3人以上	400円	800円	1200円	4000円
			1日3回以上	同一建物に2人まで	800円	1600円	2400円	8000円
				同一建物に3人以上	720円	1440円	2160円	7200円
	長時間訪問看護加算 (90分を超える訪問)		特別訪問看護指示期間の方及び特別管 理加算の方／週1回		520円	1040円	1560円	5200円
			15歳未満の超重症児又は準超重症児及び 特別管理加算の方／週1回					
	乳幼児加算		1日につき	別に厚生労働大臣が定 める者に該当する場合	180円	360円	540円	1800円
				上記以外の場合	130円	260円	390円	1300円
	一般	複数名訪問看護加算	1週間に1日限 り	同一建物に2人まで	450円	900円	1350円	4500円
				同一建物に3人以上	400円	800円	1200円	4000円
	精 神	複数名精神科訪問看護加 算（1週間に付き3日ま たは回数制限なし）	1日1回	同一建物に2人まで	450円	900円	1350円	4500円
				同一建物に3人以上	400円	800円	1200円	4000円
			1日2回	同一建物に2人まで	900円	1800円	2700円	9000円
				同一建物に3人以上	810円	1620円	2430円	8100円
			1日3回以上	同一建物に2人まで	1450円	2900円	4350円	14500円
				同一建物に3人以上	1300円	2600円	3900円	13000円
	入院外泊中の訪問看護		入院中に1回、がん末期等の場合は2回		850円	1700円	2550円	8500円
	退院時共同指導加算		1回、がん末期等の場合は2回		800円	1600円	2400円	8000円
			1回、がん末期等の場合は2回 (特別管理加算対象の方)		1000円	2000円	3000円	10000円
退院支援指導加算		退院日、がん末期等の場合		600円	1200円	1800円	6000円	
退院支援指導加算（長時間）		退院日、がん末期等の場合		840円	1680円	2520円	8400円	
在宅患者連携指導加算		月に1回限り		300円	600円	900円	3000円	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		月に2回限り		200円	400円	600円	2000円	
訪問看護医療DX情報活用加算		月に1回限り		10円	10円	20円	50円	
精神科重症患者支援管理連携加算		単一建物に1人の場合月に1回限り		840円	1680円	2520円	8400円	
		単一建物に2人の場合月に1回限り		580円	1160円	1740円	5800円	
情報提供療養費1, 2, 3 ※注4			月に1回限り		150円	300円	450円	1500円
ターミナルケア医療費			死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上訪問		2500円	5000円	7500円	25000円

※注2 早朝（6：00～8：00）夜間（18：00～22：00）深夜（22：00～6：00）

※注3 特別管理加算対象者は、2500円もしくは5000円の加算あり。

5000円の加算項目は、①在宅悪性腫瘍患者指導管理 ②在宅気管切開患者指導管理 ③気管カニューレ使用 ④留置カテーテルを使

用している状態にある者。2500円の加算項目は、真皮を越える褥瘡の状態にある方等。※一時的なドレーンチューブ使用は対象外
※注4 1の対象者は、別表7、8及び精神障害の方、18歳未満の小児。

(4) 交通費

通常の事業の実施地域を越える場合は、下記の交通費をいただきます。

交 通 費	5 km につき	100 円
-------	----------	-------

(5) キャンセル料金

① ご利用日の前営業日の 17 時までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用日の前営業日の 17 時までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の 50%
③ ご利用日の当日 8 時までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の 100%

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂きます。

キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

(6) エンゼルケア（死後の処置）は、20,000 円とさせていただきます。

(7) 利用料金などのお支払方法

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月 15 日までに請求しますので、2 週間以内にあらかじめ指定された方法でお支払いください。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いしてご説明いたします。

(2) サービスの終了

① 利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 1 週間前までに、文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の 1 ヶ月までに、文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）

- ・利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合
※非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。
- ・ご利用者様が亡くなられた場合

④ 契約解除

- ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知すること
で、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。
- ・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを 3 ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず 10 日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただきます。

⑤ その他

- ・ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止場合があります。
- ・訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

6. 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：公益財団法人 日本訪問看護財団

保険名：あんしん総合保険

補償の概要 事業者が業務に起因して利用者に身体障害を与え、また財物を滅失・破損した結果法律上の損害賠償を負った場合に損害を補償します。

7. 当事業所の連絡窓口（相談・苦情・キャンセル連絡など）

TEL：052-784-6762

担当者：横井 恵美子

受付時間：8:30 ～ 17:30

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市区町村でも受付けております。

（苦情申立ての窓口）

窓 口	名古屋市役所 介護指導課 午前9時から午後5時まで
所 在 地	名古屋市中区三の丸3丁目1番1号
電 話	052-959-3087

窓 口	愛知県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談室 午前9時から午後5時まで
所 在 地	名古屋市東区泉1丁目6番5号
電 話	052-971-4165
F A X	052-962-8870

8. 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとしします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供 契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又は その家族の秘密を保持させるため、従業者である 期間及び従業者でなくなった後においても、その 秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の 内容としします。
個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を利用しません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を利用しません。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報 が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意を もって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩 を防止するものとしします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求め に応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとしします。（開示 に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）